

令和 2 年度

町 政 執 行 方 針

東神楽町長 山 本 進

<はじめに>

令和2年第1回東神楽町議会定例会の開会にあたり、町行政を代表し、まちづくりに対する所信を申し述べます。

私は、この度の町長選挙におきまして、3度目の当選をさせていただき、その責任と使命の重さを感じ、身の引き締まる思いでございます。

平成24年2月に町長就任以来、諸先輩方が築かれてきました、まちづくりを引き継ぎ、町民や議員の皆様との対話を重ねながら、多くの課題に対して、一歩ずつではありますが、その解決に向けて取り組みを進めてまいりました。

平成25年度からスタートした第8次東神楽町総合計画は、本年度が中期計画の最終年度となりますが、これまで公約に掲げてきた多くの施策を盛り込みながら、各事業を着実に実施することができましたことは、町民ならびに議員各位の格別のご支援をいただいたことにあると、深く感謝を申し上げる次第でございます。

町長3期目の4年間で、東神楽町のさらなる飛躍に向け、町民の皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく、引き続き町民や議員の皆様との対話を重ねながら、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに対して、町民の期待に応えるべく専心努力していく所存でございます。

<町政執行の基本的考え方>

本年度の町政執行の基本的な考え方について申し上げます。

少子高齢化や生産年齢人口の減少に対応し、将来にわたって持続可能なまちであり続けるためには、健康や子育て、福祉、教育など幅広い分野での総合的な取り組みが必要であるため、「第8次東神楽町総合計画」や「東神楽町地区別まちづくり計画」、「第2期東神楽町地方版総合戦略」の施策を推進することにより、未

来に輝くまちづくりに取り組んでまいります。

そのためには、「効率化」と「生産性の向上」が必要不可欠であり、「よりコンパクトなまちづくり」「より効率的なネットワークの形成」「より高い経済生産性の実現」「より効率的な行財政の運営」など、あらゆる面で効率化と生産性の向上を意識しながら、未来を見据えてしっかりと前進してまいります。

<よりコンパクトなまちづくり>

老朽化し、現行の耐震基準に適合しない総合福祉会館や国民健康保険診療所、役場庁舎の一部などの公共施設等を集約・再編し、効率的で利便性の高い複合施設の整備を進め、更なる高齢化に備え、より一層のコンパクト化により、歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを推進してまいります。

整備にあたっては、町民の皆様のご意見を聴きながら、花のまち東神楽町の顔となり、町民の皆様が集える施設となるとともに、防災の拠点としても安全性の高い施設となるよう、配慮してまいります。

<より効率的なネットワークの形成>

また、「将来の東神楽の骨格を成すインフラ整備」も効率的なまちづくりには必要であると考えております。

道道東川東神楽旭川線の拡幅整備や地域高規格道路の旭川東神楽道路整備の早期完成に向けた関係機関への要請や、東神楽工業団地から地域高規格道路へ直接アクセスできる町道北2線の整備を引き続き進めてまいります。

<より高い経済生産性の実現>

さらに、地域経済の生産性向上にも力を注いでまいります。

東神楽町の基幹産業である農業の生産性向上に向け、期成会と関係組織が一丸

となって国営緊急農地再編整備事業を進めてまいります。旭東東神楽地区の工事が順調に進む中、聖台地区を含む旭東地区でも事業が着手される予定となっております。

商工観光面では、東神楽流のグリーンツーリズムにより農業と都市の交流を深め、大雪カムイミンタラDMOに関連した冬の観光体制強化や、新規創業にかかる補助や融資などによる中小企業の育成を進めてまいります。

新たな特産品の開発支援と、東神楽地域独自ブランド「種と実セレクト」において、家具、農産品等の認定商品を新たに選定するなどして普及促進を図るとともに、商工会などの関係団体との連携の中で、地域経済活動の発展に結びつく多様な取り組みを継続してまいります。

また、旭川空港の民間委託により柔軟で積極的な空港の活用が見込まれることから、空港を活用した地域経済の活性化策を検討してまいります。

<より効率的な行財政の運営>

今後、複合施設整備事業等の大型事業を実施することから、さらなる行政効率の向上や、今後も持続可能な行財政運営を行うため、中長期的な財政状況を見据えながら、歳入の確保と事務事業のP D C Aサイクル構築に向けて取り組んでまいります。

限りある予算の「選択と集中」や、社会情勢の変化に対応した制度の見直し、急速に進展するA I ・ I C T技術の活用など、効率的・効果的に政策を運営してまいります。

また、役場の働き方改革を進めるとともに、スピード感と思いやりのある対応ができる、町民から信頼される役場づくりを目指してまいります。

<重点施策>

本年度は、次の四つの重点施策に力を入れて取り組んでまいります。

第一に、『東神楽流定住対策』であります。

人口が微減のうちから徹底した住みやすいまちづくりを進めることで、急激な人口減少と少子高齢化を未然に防いでまいります。

引き続き、「未来につなげる住まいの輪促進事業」の推進や公営住宅新町団地の整備を行うとともに、新たに東京圏から地方へ移住し中小企業に就業した方を支援する国の地方創生移住支援事業を活用しながら、雇用の拡大や地域の活性化等を推進してまいります。

第二に、『東神楽流子育て支援』であります。

子どもが多いまち、子育てしやすいまちが今後も定着するよう、現在の子育て環境の充実・発展に全力で取り組んでまいります。

これまでの子ども屋内遊戯場をリニューアルし、子どもの安全・安心な遊び場の機能を向上し、さらに子育て支援センターの機能も加え、子育て親子の交流の場として、新たな子育て支援拠点を整備してまいります。

また、年々保育ニーズが高まっているなか、今後の保育の受け皿を効果的に確保するため、東神楽幼稚園と中央保育園の幼保連携型として、町立認定こども園の導入について検討を進めてまいります。

第三に、『東神楽流スーパー健康長寿社会の実現』であります。

高齢化の進展を抑制することはできても、高齢化を完全に防ぐことはできません。心身ともに元気でいきいきとした高齢者と若者があふれる町を目指してまいります。

これまで実施してきた政策をもとに、ICT技術で健康情報が可視化されるシ

システムを活用しながら、時代の最先端をいく健康食育タウン事業の更なる展開を図り、学習機会の提供を通じて町民のヘルスリテラシーを高めるとともに、これまで健康に無関心だった方々が、健康のための行動を起こすようなインセンティブを設け、健康のための努力を進んで行うような取組を進めてまいります。

また、高齢者関係団体やボランティア組織とも連携をしながら、地域において町民自らが主体となり、健康づくりや、疾病の予防・生活機能の維持を目指す活動に取り組む高齢者の活躍の場を広げてまいります。

第四に、『東神楽流花のまちの再活性化』であります。

町民と連携のもと、花のまちづくりや環境美化を推進することにより、東神楽町らしい景観づくりを進めていくとともに、本年度は、「花のまち50周年」の記念事業を通して、町民の皆様とともに東神楽町が豊かなまちへと発展するような取組を進めてまいります。育苗センターを拠点とした「花の駅」の充実やオープンガーデンの取組強化、花を活かしたイベントの開催など、新しい時代の「花のまち」を発信してまいります。

<さいごに>

最後になりますが、令和2年度は、先ほど申し上げました施策を軸におきつつ、きめ細やかに各分野の政策を着実に実行・実現していくことで、50年後、100年後も持続可能なまちづくりを目指してまいります。

結びに際し、町民の皆様と議員各位のご健勝とご活躍をお祈り申し上げますとともに、町政に対するご支援とご協力をお願い申し上げ、令和2年度の町政執行方針といたします。

■ 健やかな笑顔あふれるやさしいまちづくり

○ 子育て支援

最優先課題である子育て支援につきましては、待機児童を出さないための取り組みとして、保育施設の受け皿や保育士等の専門人材を確保するなど、質の高い保育の提供に努めてまいります。

さらに、生まれてくる子どもの居場所をお祝いする「君の椅子プロジェクト」の継続や、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室の開催や児童クラブにおける学習支援、様々な支援を必要とする子どもの自立する力を育む居場所として、「第三の居場所」事業の継続など、地域における多様な子育て支援を推進してまいります。

○ 高齢者支援

高齢者支援につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様な機関・団体による包括的な相談支援体制の整備や住民主体の支え合いづくりの推進など、官民協働による地域包括ケアシステムの構築の充実とともに、認知症施策の推進や重症化予防等推進事業への取り組みを行ってまいります。

さらに、「保健事業と介護予防事業の一体的実施」に取り組み、高齢者の特性に応じたこれらの事業を効果的かつ、効率的に提供していくための体制を整備し、積極的に事業に取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業では、今後も生活支援・介護予防推進協議会による地域の支え合いに関する課題の把握や対策の検討、個別の潜在ニーズの把握による福祉事業の充実に努めてまいります。

また、高齢者が社会参加や社会的役割を持つことで介護予防等につながるよう住民主体の通いの場の提供支援のほか、自主活動支援体験・リーダー養成講座や

地域リハビリテーション活動支援事業、生活支援ボランティア活動への助成事業なども継続し、高齢者の自主的な活動への支援策の普及・充実を図ってまいります。

○ 障がい者支援

障がい者支援につきましては、第5期障がい福祉計画に基づき、障がいを持つ方が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、各種障がい福祉サービス等の充実や権利擁護、就労の拡大、社会参加の促進を図るなど、障がい者や障がい児を地域ぐるみで支えるための環境づくり、地域生活支援体制の充実を推進してまいります。

今後も、東神楽町地域自立支援協議会を定期的開催し、さまざまな観点から地域課題の協議・検討を行なうとともに、障がい者等相談支援事業を委託しているNPO法人をはじめ、社会福祉協議会など各種団体等との連携を深め、制度などに関するわかりやすい情報提供に努め、障がい者支援の一層の向上に努めてまいります。

○ 地域福祉

地域福祉につきましては、住み慣れたまちで人と人とのつながりを大切に、誰もが安心して暮らしていくために、社会福祉協議会をはじめ、行政区・町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力しながら、身近な地域での支え合い・助け合い活動を促進してまいります。

また、高齢者・障がい者等を対象とした在宅福祉サービスの充実や、地域住民が気軽に交流するための地域サロン等の活動支援、災害時等における避難行動支援、地域福祉に関する情報提供・相談体制の整備などを進め、地域課題等の解決に向けて取り組んでまいります。

○ 保健・健康づくり

保健・健康づくりにつきましては、人生100年時代を見据え、妊娠期から老年期まで切れ目ない保健サービスを提供してまいります。

各世代で実施している健診等については、スマートフォンからも申し込みができるように環境を整え、生活習慣病予防や重症化予防に役立てるとともに、特定健診の未受診者へのアプローチを継続してまいります。

母子保健では、助産師による妊婦訪問や健康相談等の個別支援をはじめとして、多胎児妊娠や不妊症治療に関わる助成事業や、産婦健康診査事業、産後ケア事業を継続し、出産後の心身ともに不安定になりやすい妊産婦に対する支援を継続してまいります。

健康食育タウン事業では、健康寿命の延伸や介護予防の視点から注目されるようになった、加齢とともに心身の活力が低下するいわゆるフレイルへの対策について健康講座等を開催し、事業の推進に努めてまいります。

○ 医療

医療につきましては、町民が安心して受診できる身近なかかりつけ医としての診療に努め、また、特定健診の受診を勧奨するなど町民の生涯にわたる生活の質の維持・向上のために、重症化や合併症への進行の予防を図ってまいります。

診療所の建替えにつきましては、他の公共施設に集約し利便性の高い複合施設として整備を進めるとともに、診療体制のあり方につきましても将来を見据えて検討を進めてまいります。

○ 社会保障

社会保障につきましては、国民健康保険事業の健全化に向け、他の大雪地区広域連合構成町と連携し、「第2期データヘルス計画」に沿って、保険者努力支援

制度を有効に活用しながら、更なる特定健康診査の受診率向上、保健指導の推進などを通じて、生活習慣病の重症化を防ぐことで医療費の抑制を図るとともに、健康寿命の延伸に努めてまいります。

国民健康保険制度については、運営主体が北海道になったことから、北海道が算定する保険料率を基とする保険料の設定により、保険料水準に激変が生じないよう他の広域連合構成町と連携しながら、公平な負担となるよう努めてまいります。

■ 明日の活力を生む産業のまちづくり

○ 農林業

農業につきましては、異常気象や農業資材の高騰、農業生産人口の減少、TPP11（イレブン）を始めとする国際情勢など地域農業を取り巻く情勢は大変厳しい状況になっております。農業者の所得の確保に向けて、経営所得安定対策、日本型直接支払など諸制度の円滑な実施や、圃場の大区画化や農業施設整備の取り組みを積極的に進めてまいります。

また、グリーンツーリズム体制整備に向けて農家レストランや農泊などに向けた支援を講じてまいります。

林業につきましては、森林経営管理法に対応した適切な経営や管理体制を進める一方、森林認証を基盤とした計画的な森林整備や施業の促進を森林組合とともに進めてまいります。

○ 畜産

畜産につきましては、生乳、肉牛とも堅調に推移しております。引き続き、良質な畜産物を安定的に供給し、環境や家畜に優しい畜産経営を推進するとともに、飼養衛生管理を進め、伝染性疾病の未然防止に努めてまいります。

○ 商工業

商工業につきましては、商工会と連携しながら、地域を支える中小企業が活力を発揮できるよう、既存企業や商店へ各種融資制度の周知などを行うとともに、経営安定と体質強化に向けた活動支援を行い、事業の継承や後継者の育成などを進めてまいります。

○ 観光

観光につきましては、広域での「大雪カムイミンタラDMO」の取り組みと、これと連携した「ひがしかぐら森林公園『ウパシの森』」の体制整備を、東神楽町観光協会とともに進めてまいります。

また、本年は、「花まつり」が第50回を迎え、「ひがしかぐら森林公園」が40周年、「森のゆ花神楽」が20周年となることから、それぞれの記念事業に取り組んでまいります。

○ 雇用対策

雇用対策につきましては、引き続き、関係機関との連携のもと情報提供や相談、地元事業所への働きかけ等を通じて、従業員教育の支援、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めてまいります。

■ 未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

○ 幼児教育・保育

幼児教育・保育につきましては、幼児一人ひとりの発達や特性に応じて、豊かな心と健やかな体を育むため、東神楽幼稚園と中央保育園などにおける教育・保育環境の充実を図るほか、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校間の連携や交流を一層進めてまいります。

これまで実施しております私立幼稚園や認定こども園に対する就園奨励助成や運営助成、多子世帯に対する経済的負担の支援、認可外保育施設等への運営支援についても継続して進めてまいります。

○ 学校教育

学校教育につきましては、社会が急激に変化する中で、子どもたちが変化を前向きに受け止め、持続可能な社会の創り手として、未来を自立的に生きていく知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成する教育の推進に努めてまいります。

確かな学力については、児童生徒一人ひとりが主体的に学習に取り組むとともに、基礎的な知識・技能のほか課題解決能力や考える力を育むため、加配教員などによるきめ細かな指導体制を整備するとともに、大学や教育研究機関と連携し、先進的な教育活動の推進に努めてまいります。

各学校におけるICT環境については、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、校内通信ネットワークと児童生徒一人一台の端末の整備を進め、子どもたちの他者との協働的な学びや個々の能力、適性等に応じた資質・能力を育むことができる環境整備と活用方法の研究に努めてまいります。

小学校と中学校の9年間の学びを連続させる併設型の小中一貫教育については、教育課程の編成、小学校同士や小学校と中学校の連携を強め、小中学校一体となって推進してまいります。

国際理解教育については、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、中学校英語教員が、小学校の外国語の授業を行うなどして、外国語指導の充実に努めるとともに、ALTを派遣するなどして幼児の外国語教育の充実も図ってまいります。

コミュニティ・スクールの取り組みについては、学校や家庭、地域、行政などが協働して、地域とともにある学校づくりを進めるため、熟議の場を活性化するなどして、各小・中学校におけるコミュニティ・スクールの活動を支援・拡充してまいります。

特別支援教育については、一人ひとりの発達段階に応じた指導や支援を行うため、個別の指導計画を立案するなどして、特別支援学級の設置や通級指導教室の充実を図ってまいります。

生徒指導については、いじめや不登校の対策として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組を充実させるとともに、加配教員やコーディネーターによる不登校児童生徒への支援を行うなどして、より一層、子どもや家庭に寄り添った指導を行ってまいります。

学校給食では、衛生管理を徹底するとともに、生活管理表に基づくアレルギー対応を進め、栄養バランスのとれた、安全で楽しい学校給食の提供と地場食材の利用拡大に引き続き努めてまいります。

教職員の働き方改革については、共同学校事務室による5小中学校の事務の共同化を図ることで、事務作業を効率化し、教員が子どもと向き合う時間の確保につながるよう、より一層の取り組みを進めてまいります。

教職員の超過勤務については、勤怠管理システムにより勤務実態を把握し、実効性のある解決策を検討してまいります。

また、部活動については、引き続き、部活動指導員を配置してまいります。

忠栄小学校については、前年中に保護者と地域からの要望により閉校に向けて

協議を行ったところですが、協議が整いましたので本年度末をもって閉校するよう準備を進めてまいります。

○ 家庭・地域教育

家庭・地域教育につきましては、家庭・地域・学校などの連携協力を推し進めるため、生涯学習コーディネーターを引き続き配置して、地域学校協働本部や地域未来塾、家庭教育支援、土曜教育、不登校児童生徒支援などの活動を拡充してまいります。

地区公民館については、多様化・複雑化する地域の課題に対応するとともに、公民館を核とした地域づくりの取組を進め、地域の元気づくりを推進してまいります。

また、八千代地区公民館の整備では、地域コミュニティの拠点施設として、住民のニーズを反映した利用しやすく、水害の影響を受けにくい施設を目指して設計を進めてまいります。

○ 生涯学習・社会教育

生涯学習・社会教育につきましては、社会教育施設の安全な維持管理と利用拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

図書館については、ふれあい交流館図書室と学校図書室との連携により図書館資源の有効活用を図るとともに、第3次子ども読書推進計画に基づき、読書環境の充実に努めてまいります。

多様化、高度化する学習ニーズに対応した特色のある講座などを開催するほか、自然や社会体験などの活動を展開してまいります。

高齢者大学を引き続き開設するほか、高齢者の豊かな経験と知識を生かす新たな取り組みを進めてまいります。

また、鹿児島県長島町との小学生の相互交流事業を引き続き実施してまいります。

○ 文化・芸術

文化・芸術につきましては、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向けて、文化連盟をはじめ各文化芸術団体やサークルの育成・支援に努め、町民主体の文化活動を推進してまいります。

総合福祉会館の建替えについては、文化ホールやサークル活動室等を他の公共施設と合わせた複合施設として整備することとし、町民が多様な芸術・文化にふれる機会と文化活動を発表する場を提供できるよう検討してまいります。

○ スポーツ

スポーツにつきましては、地域でのスポーツ活動や健康づくりを推進するため、スポーツ教室やイベントなどを開催するとともに、スポーツ施設や設備の充実を図ってまいります。

子どもたちの夢づくりを応援するために、スポーツ選手などから学ぶ機会を提供するほか、少年団活動への支援や体力・運動能力の向上に資する取り組みを進めてまいります。

また、前年度に設立したB&G海洋クラブにより、森林公園貯水池やプールにおいて、水に親しむ活動を推進してまいります。

■ 花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり

○ 防災

防災につきましては、町民が安全で安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進めるために、町民の防災意識の向上が図られるよう、避難所運営などの訓練を実施するとともに、防災機能の強化、広域防災連携の推進、関係機関・団体との防災協定など、総合的な防災体制の確立を図ってまいります。

本年度は、つつじ館に非常用発電機を整備するなど計画的に非常用発電機を避難所に整備して、町民が安全で安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また、複合施設整備事業においては、防災の拠点施設として安全性の高い施設とするとともに、避難所として活用することを想定し、防災広場等を整備してまいります。

○ 消防

消防につきましては、複雑多様化、大規模化する災害に迅速・的確に対応できる消防力を整備してまいります。

本年度は、消防水利の確保に向け、防火水槽の増設を行うとともに、地域防災力の充実強化のため、28年が経過し老朽化した消防分団車の更新を行います。

本年は東神楽消防団が100周年の節目を迎える年でもあります。

先人達が歴代、築き上げてきた伝統に敬意を表するとともに、これからも地域防災力の中核を担う消防団の重要性を認識し、活動の活性化を進めてまいります。

また、中央消防会館については、老朽化していることから複合施設整備事業の中で建替えてまいります。

○ 交通安全

交通安全につきましては、「交通安全協会」と「防犯協会」が、本年4月1日より「交通・防犯協会」として統合される予定となっております。交通安全活動と防犯活動の更なる連携強化が図られることを期待しております。

また、交通事故のないまちづくりを目指して、警察や交通・防犯協会などと連携しながら啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図りながら、本年9月7日の交通事故死ゼロ1,500日を目指し、交通事故を未然に防止するための環境づくりに努めてまいります。

あわせて、町内の交差点などの危険箇所や通学路を中心とした各種交通安全施設の整備・拡充に向けて、警察機関に対して引き続き要望をしてまいります。

○ 防犯

防犯につきましては、24時間体制の東神楽交番のもと、パトロール強化が図られており、引き続き「交通・防犯協会」などの関係団体と連携を図りながら情報提供や防犯パトロールなどを実施し、町民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のない安全で、安心して暮らせる地域づくりの実現に努めてまいります。

○ 消費者保護

消費者保護につきましては、町民の消費安全を図るため、旭川市消費生活センターと連携しながら、情報の収集や対策に取り組むとともに、年々多様化する悪質商法などの予防・啓発活動を「東神楽町犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり連絡会」を通じて行ってまいります。

○ 環境保全

環境保全につきましては、自然環境と共生する清潔で美しいまちを目指して、

広報・啓発活動により、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を促進しながら環境対策を進め、リサイクルを推進し、SDGsなど地球環境にも配慮したまちづくりを進めてまいります。

○ ごみ処理

ごみ処理につきましては、ごみ収集事業者と連携を図りながら「資源循環型社会」の形成に向けて、ごみ分別の徹底と減量化の啓発活動や、資源物と使用済小型家電のリサイクル体制の充実など再資源化と有効活用を推進し、大雪清掃組合と連携した効率的なごみ処理体制の強化とごみの減量化を図ってまいります。

し尿・浄化槽汚泥処理については、旭川市を含む広域的連携のもと、収集・処理体制の効率化と充実に努めてまいります。

○ 下水道等

下水道事業につきましては、現有施設の適正な維持管理に向け、下水道ストックマネジメント計画に基づいて、引き続き施設の更新事業を進めてまいります。

経営の健全化については、下水道使用料の改定などを含めて健全経営の推進に向けて検討してまいります。

また、下水道事業による集合処理ができない地域におきましては、今後も合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適正な維持管理を指導してまいります。

■ 利便性のある快適なまちづくり

○ 土地利用及び都市計画

土地利用及び都市計画につきましては、すでに国営緊急農地再編整備事業や地域高規格道路の整備、河川改修などの大型事業が着手されておりますので、引き続き、関係機関と連携しながら、都市計画マスタープランに基づき、景観にも配慮した土地利用を総合的かつ計画的に進めてまいります。

○ 道路

道路につきましては、ひじり野地区や中央市街地地区の生活道路も含めた道路ストックの修繕計画に基づき、引き続き修繕事業を実施してまいります。

橋梁については、長寿命化修繕計画に基づいて修繕を継続してまいります。

○ 公共交通

公共交通につきましては、民間バス事業者に対して、運行本数や路線の充実など、バス利用者の利便性の向上に向け、きめ細やかな対応を引き続き要望していくとともに、町営バスにおきましては、通学のほか町民の身近な移動手段であることから、その適正な運行と安全管理に努めてまいります。

○ 住宅

公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、既存公営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

○ 雪対策

雪対策につきましては、安全かつ円滑な交通や学童などの通学路の確保のため、関係機関や地域住民と連携を図りながら、効率的・効果的な除排雪を進めてまい

ります。

また、宅地内の雪処理対策として、引き続き、融雪施設の設置に対して助成を行うとともに、融雪施設の設置を希望されない高齢者世帯等につきましては、地域で除雪を行う行政区、町内会等を対象にした小型除雪機の貸し出しを実施してまいります。

○ 公園・緑地・墓地

公園・緑地につきましては、町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と、緑あふれる快適な環境づくりに向けて、安全に安心して利用できるよう、公園施設の適正な維持管理に努めてまいります。

墓地につきましては、「東神楽町新墓園実施設計」を行うとともに、地権者との用地買収と物件補償を進めるなど、今後の墓地整備などに向けた取り組みを進めてまいります。

また、葬斎場におきましては、令和2年度大雪葬斎組合予算に「大雪葬斎場整備事業基本設計」の予算を計上し、地域住民をはじめ、他の大雪葬斎組合構成町と建設計画の協議を進めてまいります。

○ 河川

河川につきましては、近年の異常気象により、河川の氾濫など予期せぬ災害が発生していることから、八千代川・稲荷川の河川改修の早期着手やポン川改修の早期完成、さらに、改修完了までの期間は適切な維持管理を行うよう北海道に対して引き続き強く要望をしております。

また、地域住民や関係機関と連携して、普通河川や排水路の浚渫など適正な維持管理に努めるとともに、緊急自然災害防止対策事業により町管理河川の改修を行ってまいります。

○ 上水道

上水道につきましては、安全な水の安定供給に向け、中長期的な経営戦略のもとに、水道事業が将来にわたって、健全な財政運営を図るため、引き続き業務内容や水道料金の改定などについて検討を進めてまいります。

■ 連携と協働で築く自主自立のまちづくり

○ 協働のまちづくり

協働のまちづくりにつきましては、町民と行政が協働して地域社会における課題を解決するまちづくりに向けて、各種政策形成の過程で積極的に町民参画を進めるとともに、広報紙やホームページ、フェイスブックなどの充実、まちづくり懇談会の開催など広報・広聴活動の一層の充実に努めてまいります。

○ コミュニティ

コミュニティにつきましては、地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合う地域づくりに向け、地域の特性を活かした「地区別まちづくり計画」に掲載している事業を推進しながら、コミュニティ活動の拠点となる自治公民館の構築と、住民自治のまちづくりを強化する条件整備を進めてまいります。

「地区別まちづくり計画」で掲げている各地区の取組みの推進におきましては、ふるさと納税も活用しながら、地区公民館や町民団体が行う地域活性化の事業に対して支援をしてまいります。

また、行政区・町内会の再編を支援し、組織力の強化と活動の活性化を促してまいります。

○ 情報化

情報化につきましては、町民サービスの向上と行政運営の効率化、町全体の活性化に向け、行政内部の情報化の一層の推進や、多様な分野における情報サービスの提供を行ってまいります。

前年度に、ブロードバンドサービス未提供エリアの一部で、民間事業者によるサービスが開始されたことから、引き続き、町内全域のブロードバンド化に向け、

ケーブルテレビ等関係機関に要望していくとともに、公衆無線LAN環境整備事業で整備した光ファイバーケーブルの利活用も含め、事業の実施等の検討を行ってまいります。

○ 交流

交流につきましては、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるために、本年度は、東神楽中学校と姉妹校である台湾桃園市大園国民中学校の生徒の受け入れ事業を行い、多様な異文化の生活、習慣や価値観を受容し、共生する態度を養うなど、国際理解教育の促進に努め、家庭・学校・地域が一体となった国際交流を推進してまいります。

また、国内における地域間交流も人材育成や地域活性化の大きな契機となることから、相互の地域資源を活用した交流に努めてまいります。

○ 人権・男女共同参画

人権につきましては、あらゆる差別をなくし、すべての人権が尊重される社会を目指し、人権擁護委員と連携して、啓発事業や相談事業を実施してまいります。

男女共同参画につきましては、「東神楽町男女共同参画計画」に基づき、基本理念である「男女が互いを尊重し、ともに活躍できるまちづくり」を目指して、あらゆる分野で男女共同参画社会が形成されるよう努めてまいります。

○ 行政運営

行政運営につきましては、限られた資源を有効に活用し、自立性の高い行政運営を持続的に進めるため、効果的な行政サービスを提供できるよう、業務の改善・改革を図ってまいります。

また、引き続き職員研修の充実など職員の人材育成や適正な定員管理などの推

進に努めてまいります。

○ 財政運営

財政運営につきましては、今後の大規模事業の実施により、起債残高が一時的に膨らむことが想定されるため、事業の優先度を考慮しながら、公債費の平準化を図るなど、財政構造の弾力性と規律を堅持し、持続可能な行政サービスの提供に向けた財政運営を行ってまいります。

歳入確保におきましては、町税などの収納率向上のため、新たな未納者を生まない取り組みを優先し、コンビニ収納による納税者の利便性の向上を図りながら、納税者個々の状況を考慮した徴収を行ってまいります。

また、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した資金の調達などの取り組みを推進し、町と町の特産品を全国に発信するとともに、町の財政に資する施策を展開してまいります。

今後とも、自主財源の確保に努力を払い、経常経費の節減と健全かつ効率的な財政運営に努めてまいります。